

平成 26 年（く）第 24 号

申立人 守 大 助

2015（平成 27）年 3 月 11 日

## 補充意見書

申立人代理人

弁護士 阿部 泰雄

弁護士 小関

眞外

本補充意見書は、本件における検察官の主張「本件鑑定資料から  $m/z 258$  が検出されたことによってベクロニウムの未変化体の検出が証明され、よって鑑定資料中の未変化体の含有も証明され、そのことによって、本件事件性が証明される。」は、いわば、主張自体が失当であったのだ、ということを論じるものである。

なお、土橋鑑定の評価として、鑑定資料からはもちろん、対象の検査のベクロニウムの標品からすらも、 $m/z 258$  の検出を認めるべき根拠がないことは、従前どおりであり、念のため付言する。

### 1 $m/z 258$ は分解物（変化体）の指標イオン

土橋鑑定でベクロニウムの標品から検出されたする  $m/z 258$  は、ベクロニウムの分解物（変化体）の指標イオン（いわば、目印となるイオン）であることに疑いを入れる余地がなくなっている。

確定 1 審では、検察官は「 $m/z 258$  が標品と鑑定資料の双方から検出されている」と説明するだけであり、これが「分解物（変化体）の指標イオンである」とする指摘ないし主張はなかった。

確定 2 審で検察官は、 $m/z 258$  がベクロニウム分子量を反映するイオンではないことは認めたが、ベクロニウムの未変化体がベクロニウムの脱アセチル化体（分解物）として観察されたにすぎないと説明した。しかし、ベクロニウムを分析したにもかかわらず、その分解物として観察される理由ないし機序の説明はなかった。

確定3審においては、ベクロニウムが脱アセチル化体（分解物）として観察される機序について、開裂（フラグメンテーション）によるものと強く示唆する説明をした。

ところがこれに対し、再審請求審では、志田保夫実験鑑定によりベクロニウムからは開裂により $m/z$  258が生成されないことが実験データにより証明された。

検察官は、確定3審で主張した $m/z$  258の開裂による生成を積極的には主張しないと述べた。質量分析専門家の協力を得ることができず、志田鑑定に対抗できる反論実験を提出できなかつたのである。

その結果、再審請求審において検察官、そして原決定も、 $m/z$  258がベクロニウムの分解物（変化体）の目印の指標イオンであると正面から認めるに至ったのである。

なお検察官や原決定がこのように認めようと認めまいと、 $m/z$  258がベクロニウムの分解物（変化体）の目印となる指標イオンであることに変わりがないことはいうまでもない。

## 2 検察官のねじれた主張

確定審では検察官は、「a、ベクロニウムの標準物質（標品）を質量分析すると未変化体が検出される。b、土橋鑑定によってベクロニウムの標品と鑑定資料から $m/z$  258が検出された。c、よって、鑑定資料にベクロニウム未変化体の含有が証明され、本件の事件性が証明された。」と主張した。

ところで、ベクロニウムの未変化体の指標イオンは $m/z$  557（1価イオン）および $m/z$  279（2価イオン）であり、 $m/z$  258はベクロニウムの分解物（変化体）の指標イオンである。

そうすると、検察官としては $m/z$  258の検出をもって「ベクロニウムの分解物（変化体）を検出した」とすべきであり、「ベクロニウムの未変化体が検出された」とは主張できないはずである。

ところが、検察官はベクロニウム分解物（変化体）の指標イオンである $m/z$  258イオンの検出をもってベクロニウムの未変化体を検出したとする、いわば「ねじれた主張」に固執したのである。

### 3 ねじれた主張を必要とした理由

検察官が提出した証拠「マスキュラックスのインタビューホーム（薬品情報）」（旧甲250号証）に、つぎの趣旨の記載がある。

「マスキュラックスを混入した点滴溶液や、マスキュラックスを投与した人の血液からは、ベクロニウムの未変化体のみが検出され変化体は検出されない。」（同号証の8、22頁）。再審請求審で検察官意見書（1）別添資料として前記インタビューホーム改訂版が提出されており、同様の記載がある（資料16の7、17頁）。

マスキュラックスを点滴溶液へ混合しても24時間経過時点でも分解しないこと、人体へ静脈投与後採取された血液からはベクロニウムの未変化体のみが検出され、分解ないし代謝物は検出されないことはインタビューホームに記載されるほど確かな事実なのであり、確定審においては、検察官としてはこれを前提にした立証をする外に途がなかったのである。

そこで、検察官には、本件の事件性を証明するために、どうしても鑑定資料中のベクロニウム未変化体の含有、すなわち鑑定資料からの未変化体の検出が必要とされていたのである。

そして、検察官は比較鑑定である土橋鑑定について、検出したとする $m/z$ 258がベクロニウムの分解物（変化体）の目印として指標イオンであるにもかかわらず、ベクロニウムの標品と鑑定資料の双方からベクロニウムの未変化体が検出されたと言い張るほかに途がなかったのである。

### 4 「 $m/z$ 258イオン検出」では分解物の検出を否定できない

そもそも実験データがないことから、土橋鑑定で標品および鑑定資料から $m/z$ 258を検出したとは認められない。仮に検出したとしても、 $m/z$ 258はベクロニウムの分解物（変化体）の目印となる指標イオンであることは動かないから、どうしても「ベクロニウムの分解物（変化体）の検出」を否定することができないことになる。

そうすると、証明論理上、 $m/z$ 258の検出をもって未変化体を検出したとはいえず、ベクロニウムの未変化体であると同定（定性）、そして含有を認定することもできない。つまりは、事件性の

証明があったとは絶対にいえないことになったのである。

## 5 検察の主張は主張自体失当ではないか

そうすると、検察官が「鑑定資料から $m/z 258$ イオンを検出したことからベクロニウムの未変化体を検出した」とすることは、いわば主張自体が失当であったということになる。

これは、論理的には、 $m/z 258$ イオンを検出したとする土橋鑑定の立証の信頼性・正確性の検討を待つまでもないことになり、さらには、その鑑定の経過がどうであったとしても、検察官の主張が成り立つ余地は初めからなかったということになるのである。

## 6 土橋鑑定は失敗鑑定

土橋鑑定はベクロニウムの標準物質（標品）から $m/z 258$ のイオンを検出した。ベクロニウムの標品からは $m/z 557$ と $m/z 279$ が検出されるのであって、 $m/z 258$ は検出されない。とするとそれは明らかに失敗した鑑定だということになる。土橋鑑定は、ベクロニウムの標品から誤ってベクロニウムの分解物を検出したことになるからである。

この点は、検察官自ら、最高裁に提出した「答弁書」において、「土橋が、本件各鑑定において、ベクロニウムを誤って分解させてしまった結果、分解物を分析したなどということはあり得ない。」（19頁）と明言し、分解させてしまうような質量分析では、失敗した鑑定であるとの評価を免れないことを自認していたのである。

比較鑑定の中の標品鑑定が紛れもない失敗鑑定である以上、鑑定資料の分析の正確性を云々することに何の意義もないことになる。

念のために「鑑定資料の分析結果」に言及しておくこととする。

土橋鑑定には血液や点滴溶液を分析したことを実証する実験の生データ（鑑定資料から生成されたトータルイオンクロマトグラム等）がない。したがって、同鑑定が実際に血液や点滴液を分析し、これらの鑑定資料から $m/z 258$ を検出したとする根拠はない。仮に何らかの理由（キャリーオーバー等）で $m/z 258$ が検出されたとしても、それはマスクュラックスが投与されて血液の中に含有されることになったベクロニウムの分解物に由来するものでもなく、

またマスクュラックスが点滴溶液中に混入されて含有されることになったベクロニウムの分解物に由来するものでもない。まったく別の原因により含有・存在することになったベクロニウムの分解物に由来するものというほかないのである。

#### 7 分解物の検出を目的とした分析手法に過ぎない

土橋の分析手法は、最高裁の検察官答弁書の説明によると、 $m/z$  258イオンをピンポイントでそれのみを通過させる手法であり、土橋の主観的意図はともかく、客観的には、初めからベクロニウムの分解物の指標イオンを検出しようとした手法ということになる。

よって、このような分析手法は、ベクロニウムの未変化体を検出することは、もとよりできることに帰する定めにあった。およそ筋違いの鑑定手法を採用していたことになる。

土橋鑑定は、本件の事件性を証明するには、箸にも棒にもかからないような代物だったというほかはないのである。

#### 8 裁判所は審判者の矜持をもって再審開始をされたい

こうしてみると、検察官による事件性の立証は、端から不可能であったということになる。そして、このことについては、検察官として知らなかつたと言い張ることは困難であろう。

なぜなら「質量分析でベクロニウムの未変化体から $m/z$  258イオンが検出されること」が事実であるなら、その文献的裏付けの提出を試みること、裏付ける過去の一般的な実験データを提示すること、そして土橋鑑定書に裏付ける実験生データを示すこと、これらのこととは極めて容易だったし、また立証責任を負担する立場からすると、これらを証拠に提出する必要性が認識されないはずがないからである。

本件においては、確定審と再審請求審を通じて、弁護人の再三の要求にもかかわらず、実験データが出されることがなかった。

顧みるならば、「ベクロニウムの質量分析において $m/z$  258が検出されることがないのであるから、提示することはどうしてもできなかった」という至極当然のことになるのである。

検察官は事件性があるとする主張を裏付けなければならぬので

あるが、質量分析実験における土橋鑑定の手法、標品と鑑定資料の比較鑑定、そして $m/z$  258を検出するという手法は、事件性の証明には無効・無力であることを承知していたというほかない。

これは、裁判所をも欺こうとしたばかりでなく、刑事裁判の公正な運用を心から願っている国民に対する重大な背信行為である。

裁判所は、矜持をもって、プライド、自負心をもって国民の負託にかかる刑事裁判権を毅然として行使し、本件の再審の開始を決定することをもって、国民の信頼に応えなければならない。

以上